

カテゴリー:お知らせ

令和6年6月27日

県営浄水場の有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）の 検出状況について

埼玉県企業局では、原水、浄水及び給水先の各地点において、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）の水質検査を定期的を実施し、市や町に供給している水が安全であることを確認しています。

● PFOS 及び PFOA の水質検査結果

1 検査地点

県営5浄水場の原水、浄水及び給水地点14か所

2 検査開始時期

県営5浄水場の原水、浄水：令和2年度～

給水地点14か所：令和4年度～

3 検査頻度

1地点につき3か月に1回

4 検査結果

国の定める暫定目標値（PFOS 及び PFOA の合算値で50ng/L以下）の超過なし

<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1305/90j00-pfas.html>

県内の公共用水域で50ng/Lを超過した地点もありますが、飲料水を含む県が供給している水は、これらの河川から直接取水されることはなく、県営浄水場への影響はありません。

埼玉県企業局は今後も引き続き、PFOS 及び PFOA の検査を含む定期的な水質検査の実施により、安全な水の供給に努めてまいります。

※有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）について

PFOS 及び PFOA は泡消火薬剤、金属メッキ処理剤、半導体用反射防止剤などに使用されてきましたが、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、すでに製造・輸入等が禁止されています。どの程度の量が身体に入ると人体に影響が出るのか、確定的な知見はありません。水道水については、PFOS 及び PFOA の合計として50ng/Lの目標値（暫定）が設定され、「水質管理目標設定項目」に位置付けられています。

※埼玉県営水道について

県営水道では、市町等の水道事業へ水道用水を供給しています。市町等の水道事業では、県営水道から供給された水道用水と地下水などの独自に確保した水を合わせて各御家庭や事業所に水道水を給水しています。